

「臨海部埋立地における総合公園の整備及び管理の方針（案）」について

西宮市をはじめ芦屋市、尼崎市を含めた阪神間の臨海部には、それぞれの市を代表する公園が整備されており、利便性の高い道路網と相まって、良好な都市環境の創出や様々な海辺の魅力を享受する憩いの場として、ベイエリア全体の魅力向上に大きく寄与しています。

西宮市臨海部では、各埋立地における埋立事業が行われた際に、それぞれの土地利用計画に沿って、都市の基幹的公園として2つの大規模公園（鳴尾浜臨海公園、西宮浜総合公園）を配置し、順次整備を行ってきました。

西宮市の臨海部及び沿岸部では、スポーツ・レクリエーションによる賑わいづくりや産業立地の促進及び公有地の有効活用面で解決すべき課題が多く存在しており、これらの諸課題を解決するため、令和5年に「臨海部土地利用構想（基本方針）」を策定し、大規模公園の役割分担と連携強化や民間活力の導入等を行うこととしました。

臨海部の総合公園の整備及び管理の方針

①甲子園浜の公有地を総合公園として整備し、西宮浜総合公園・鳴尾浜臨海公園とあわせて**3つの総合公園**が一体となって臨海部全体の魅力を高める



臨海部の総合公園のコンセプト図

②各々の総合公園の特徴や特色を活かし、多様なニーズに応えることで賑わいづくりをすすめる

③海浜の水辺空間＋スポーツ・レクリエーションに親しめる場としての機能を重視する

④民間活力の導入を進め、ユニバーサルデザインを取り入れた新たな空間の創出を目指す

特に甲子園浜については、「**総合公園**として整備する」という方針自体は明確にされていますが、公園の具体的な内容（どんな施設を設けるか）は、今後予定されている民間事業者へのサウンディング調査やパブリックコメントなどを経て決まる段階であり、公園整備のためには、市が都市開発公社保有地を買い戻す必要がありますが、サウンディング調査等の結果を踏まえ、さらに事業費の縮減に向けた様々な検討が行われます。



※：甲子園浜土地開発公社保有地を（仮称）甲子園浜総合公園として都市計画決定

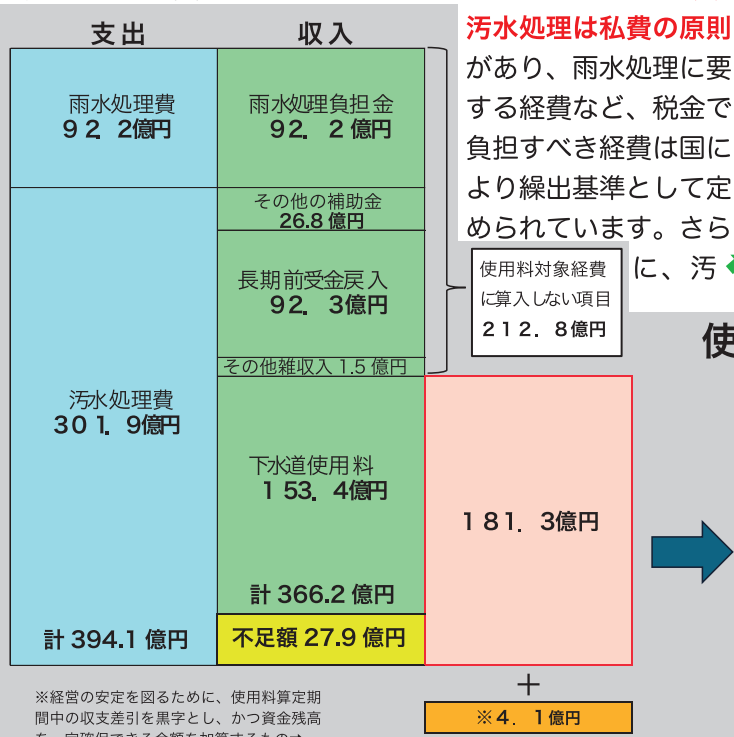
下水道使用料の改定に向けた検討状況について

下水道事業経営の原則として、事業に伴う収入（下水道使用料）によって経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく「**独立採算制の原則**」が適用されます。また、下水道事業における経費負担区分の基本前提として、**雨水処理は公費、汚水処理は私費の原則**があり、雨水処理に要する経費など、税金で負担すべき経費は国により繰出基準として定められています。さらに、汚

水処理に要する経費は、下水道使用料で賄うことが原則です。これは汚水を排除する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人（受益者）が特定されているため、**利益を受けている人が経費を負担**する考えによるものです。

次に、市では図の通り具体的に金額を算定しております。令和9年から11年の3年間の支出計394.1億円に対し、収入は雨水処理負担金など使用料対象経費に算入しない経費合計が212.8億円で、その差181.3億円が使用料収入として必要な金額となります。そのうち改定前の使用料収入として153.4億円を見込んでいますので、その差27.9億円を今回使用料改定で補う必要があります。さらに資金残高を一定額確保できる金額を4.1億円と算出し、181.3億円にこの額を加えた合計185.4億円を使用料対象経費と設定しました。今回の使用料改定で賄うべき金額は27.9億円+4.1億円=32.0億円（平均改定率約21%）となります。

市民の皆様が納得いただける改定方法を建設常任委員会ですっかりと審議いたします。



※経営の安定を図るために、使用料算定期間の収支差引を黒字とし、かつ資金残高を一定確保できる金額を加算するもの➡